

小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

23年度予算額(案) 5.0億円

目的・意義

温室効果ガスの25%削減を達成し、低炭素社会を構築するためには、排出量の増加が顕著である業務部門における低炭素対策技術の導入が必要不可欠です。本事業は、小規模な地方公共団体が地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画により、所有する施設へ、低炭素対策技術を率先して導入する事業を支援し、模範的な先行事例を示すことにより業務部門での温暖化対策の導入促進を図るものです。

事業内容

- (1) 小規模な地方公共団体が所有する業務用施設に、先端的な再生可能エネルギー・省エネルギー設備を率先的に導入する取組のうち、CO₂削減効果や普及啓発効果に優れたものに対して、設備費等の必要な費用の一部を補助します。

対象施設・設備	
①再生可能エネルギー設備	対象の条件
ア.太陽光発電	定格出力50kW以上
イ.太陽熱利用冷暖房システム	太陽熱を利用して冷暖房を行うシステム
ウ.小水力発電	定格出力1000kW以下
エ.バイオマス熱利用	ライフサイクルGHG排出削減率50%以上
オ.太陽光利用照明システム	太陽光を動力を用いずに集光し、屋内の照明に利用するもの
カ.温泉発電設備	温泉の熱を用いて発電を行う設備
キ.その他の再生可能エネルギー設備	CO ₂ 削減率10%以上
②省エネルギー等設備	対象の条件
ア.地中熱利用	加熱能力50kW以上
イ.燃料電池	発電出力が1kW以上
ウ.その他の省エネルギー設備	CO ₂ 削減率10%以上

対象設備例



太陽光発電



地中熱利用



バイオマス熱利用



小水力発電

- (2) 小規模な地方公共団体が、シェアード・セイビングス・エスコ事業*を活用し、高効率設備の導入等により自らの施設に高いレベルでの省エネ化を行う場合に、事業を行う民間事業者に対して、設備の導入等に必要となる費用の一部を支援します。*ギャランティード・セイビングス・エスコ事業は(1)の事業として支援します。

補助内容

- 補助対象者：(1) 小規模地方公共団体(※)
(2) 小規模地方公共団体の施設へシェアード・セイビングス・エスコを用いて省エネ化を行う民間団体
※都道府県、政令指定都市、中核市、特例市及びこれらが加入する特別地方公共団体以外の地方公共団体をいう。
- 補助対象事業：(1) 小規模地方公共団体施設への先端的な再生可能エネルギー・省エネルギー設備の率先導入
(2) 小規模地方公共団体の施設へのシェアード・セイビングス・エスコ事業

3. 負担割合：

総事業費	
環境省	地方公共団体・民間団体
1/2(上限)	1/2

4. 補助上限・下限額：(1)の事業の補助下限額：600万円